## 簡易な収入(所得)見込額の申立書 【家計魚変者】



- ○「長与町低所得者支援給付金申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。
- 下記にチェック(☑)してください。

☑ 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られな い月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

### ② 申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記載した者全てについて記入してください。

記載例①(収入で申請)※令和5年			佐辛の1か日の   11月以降の任意の1か月の収入で申請す				年金収入	年間収入 見込額 D×12	非課税相当 収入限度額	
		<u> ①</u>	<u> </u>	3	4	[A]	不動産収入 【B】	[C]	6	7
1	<b>/</b> 00 00	1	☑課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年12月	収入合計額 A+	B+C= [D]	110,000 円	1, 320, 000	1, 378, 000
Ш	00 00	人	□未申告	□ひとり親控除	71134127	110,000 円	<b>0</b> 円	<mark>0</mark> 円	円	円
2	00 00	0	□課税 ☑非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年12月	収入合計額 A+	B+C= [D]	<mark>0</mark> 円	0	
	00 00	人	□未申告	□ひとり親控除	分和5年Ⅰ2月	0 	0	0 円	円	<b>E</b> /
3			□課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+	B+C= [D]	円		
		人	□未申告	□ひとり親控除	13-11-10-1	円	円	円	円	円
_ا			□課税 说	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	令和5年 月	収入合計額 A+	B+C= [D]	円		
Li	記載例②(所得	导で申請)	)	□ひとり親控除	11/110 - /1			円 円	<u> </u>	
5	00 00	0	☑課税 □非課税	□障害者控除 □寡婦(夫)控除	A 5-5-19 H	収入合計額 A+	B+C= [D]	140,000 円	1,680,000	930, 000
5	00 00	人	□未申告	□ひとり親控除	令和5年12月	円	140,000 円	円	円	円

#### (記入上の注意)

- 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入して下さい。(扶養控除等申告書で 届け出ている人数)
- 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。

- 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年11月から令和6年2月までの任意の1か月の月を記入してください。 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年11月から令和6年2月までの任意の1か月の収入を記入してください。

		※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
		※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入 ※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支		※年金収入がある場合にご記入ください。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

〈早見表〉	
扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

## 年間所得により申し立てる場合、申請書の「2.申請者が属する世帯の状況」に記入した全ての者について記入してください。

	(フリガナ)	【収入】		【控除】		【所得見込】	【非課税相当額】
١,	氏 名	年間収入	給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除	年間所得 見込額	非課税 <b><u>所得</u></b> 限度額
Ш	記載例①(収入)	で申請)	8	9	10	(1)	12
1		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	.гл.	.m.			<b>一</b> 一 円
2				不要(空欄) 		#	
3			円	円	円	円	Ħ
4	記載例②(所得で	<b>で申請)</b>					
5	00 00	1, 680, 000	<del> </del>	1, 330, 000		350, 000	380,000 I

#### (記入上の注意)

- ⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額(⑥欄)の額を転記して下さい。
- ⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。
  - ①A×12の額(給与収入分)が162.5万円以下 → 55万円
  - ②A×12の額(給与収入分)が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%-10万円
  - ③A×12の額(給与収入分)が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%+8万円 ④A×12の額(給与収入分)が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%+44万円
- 「事業収入等の経費」
  - 「事業収入寺の経賃」 ①事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
  - ②帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。
- ⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、

(65歳未満の方) 公的年金等収入分 → 控除額

- : 60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- : 60万円超130万円未満 → 60万円 : 130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25+27万5千円 : 410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15+68万5千円 ) 公的年金等収入分 → 控除額

(65歳以上の方)

- :110万円以下 → 公的年金等収入分の全額

- :  $110万円超330万円未満 \rightarrow 110万円$ :  $330万円以上410万円未満 \rightarrow 公的年金等収入分<math>\times$ 0.25+27万5千円 :  $410万円以上770万円未満 \rightarrow 公的年金等収入分<math>\times$ 0.15+68万5千円
- ①「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。
- ⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )
- ⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。 ※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者(所得金額48万円以下の者)」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」 の合計人数です。

#### 〈早見表〉

(1)02/	
扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	166.8万円

障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合 135.0万円
---------------------------------

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

【1】予期せず令和5年11 月から6年2月までに家 計が急変し、収入が減 少した場合✔を記入して ください。収入の減少が、 定年退職等のあらかじ め予期されるものである 場合、本給付金の対象 とはなりません。

【2】申請書の「2. 申請 者が属する世帯の状 況」に記載した全ての方 の状況を記載してくださ い。

【令和5年11月から6年2 月までの任意の1か月 の収入により申請する 場合】 【3】④欄には、収入の 減少のあった月を、⑤ 欄には、その月の収入 を、⑥欄には、D×12の 額を記載して下さい。 【4】下表から、①欄の人 数に対応する区分の非 課税相当収入限度額を 確認し、【5】この額を⑦ 欄に記入して下さい 【6】非課税相当収入限 度額(⑦欄)と年間収入 見込額(⑥欄)を比較し て、⑥欄のほうが低け れば支給対象(収入で 申請する場合、2枚目は 記載不要)

【7】記載例②の場合、 非課税相当収入限度額 (⑦欄)と年間収入見込 額(⑥欄)を比較して、⑥ 欄のほうが高いため、 所得による申請となりま す。(2枚目を記入)

# [1]

○「長与町低所得者支援給付金申請書(請求書)」と一緒にご提出ください。

🗹 私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の 収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

年間収入 見込額 【5】
は年金収入見込額
中金収入 D×12
[c] 6 7
110,000 H 1,320,000 1,378,000
月 140,000
1, 680, 000 930, 000
<del>"/</del> [7] <del></del>

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入しずさい。(扶養控除等申告書で届け
- 出ている人数) ② 「住民税課税状況」欄は、該当する項目にチェック☑してください。
- 「除害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック $\mathbf{Z}$ してください。 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった令和5年11月から令和6年2月まで 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年11月から令和6年2月まで ・ ・ 任意の1か月の月を記入してください。 任意の1か月の収入を記入してください。
- ※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。 ※事業収入又は不動産収入がある場合にご記入ください。 事業収入又は 不動産収入 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください ※年金収入がある場合にご記入ください。
  ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額がわかる書

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これに 収入として計上する必要はありません。

- 6 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください
- 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。

1	
扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	93.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	137.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	168.0万円
配偶者・扶養親族(計 3 名)を 扶養している場合	209.7万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	249.7万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	2,043,999円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

## この者について記入してください。

記載例①収入により申 請する場合は記入不要

【8】⑥欄の年間収入見 込額を転記してください

【9】各欄に該当する控 除額を記入してください

【10】下表の非課税限度 額早見表から、扶養人 数に応じて、該当する金 額を記入してください

【11】年間所得見込額を 計算してください 年間所得見込額= 収入額一(⑧給与所得 控除額+⑨事業収入等 の経費+⑩公的年金等 控除)

⑪の額が⑫の額を下回 れば支給対象となりま す

3	年間所得により	申し立てる場	<u>合</u> 、申請書(	の「2. 申請	情者が属する†	世帯の状況」に	こ記入した全で	ての者
	(フリガナ)	【収入】		【控除】		【所得見込】	【非課税相当額】	
١.	氏 名	年間収入 目込類	給与所得 控除額	事業収入等 の経費	公的年金等 控除	年間所得 見込額	非課税 <b>所得</b> 限度額	
	記載例①(収入	で申請)	8	9	10	(1)	12	
	,						ì	
1							!	
				l 不要(空欄)	п.	<u> </u>	円	l
			□□ 甲X-	小安(空側)			i	
2							!	
-	×		<u>P</u>	<u>P</u>	<u>_</u>	<u></u>		ł
3								
3								
-			円	円	円	円	円	
4								
١	記載例②(所得で	(申請)						
	00 00							
5	00.00	1, 680, 000		1, 330, 000		350,000	380, 000	
	00 00				<b>—</b> — —			
		[8]		9]		111		
		[O]		9 1		11]	_ /	
							/	
							/[10	)
		仕差して	いる朝佐の	小卡油	土上   田	超相当配图	但由何	

大養している親族の状況	非課税相当所為限度額
単身又は扶養親族がいない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を 扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を 扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を 扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を 扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、 ひとり親の場合	135.0万円